

東村山市緊急対策特別資金融資

利子補給補助金等基金条例（案）の基本的な考え方

- 国が交付する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、東村山市小口事業資金融資条例に規定する緊急対策特別資金の融資に係る利子補給補助金等に充てるため、「東村山市緊急対策特別資金融資利子補給補助金等基金条例」を制定し、条例でその管理等に関する事項を定めるものです。
 - 条例では、主に以下の内容を規定する予定です。
-

1 設置

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、東村山市小口事業資金融資条例（昭和39年東村山市条例第16号）に規定する緊急対策特別資金の融資に係る利子補給補助金等に充てるため、東村山市緊急対策特別資金融資利子補給補助金等基金（以下「基金」という。）を設置することとします。

2 積立て

- ・基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定めることとします。

3 管理

- ・基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することとします。

4 運用益金の処理

- ・基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れることとします。

5 繰替運用

- ・市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。

裏面あり

6 処分

- ・基金は、第1条の緊急対策特別資金の融資に係る利子補給補助金等に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができることとします。

7 委任

- ・この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めることとします。

8 施行期日

- ・この条例は、公布の日から施行することとします。